

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

改める。第九十五条第一項中「一万二千四百円」を「一万二百円」に改め、同条第二項中「六千二百円」を「五千円」に改める。

附 則

第九十五条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。